

## 札幌市成年後見制度利用支援事業を利用される方へ（平成 27 年 4 月～）

### 1 後見等の報酬助成の申請について

成年後見制度を利用している方で、本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、札幌市の成年後見制度利用支援事業により、後見人等の報酬について助成が受けられます。

#### 【助成の対象となる方】

本市において市長申立てを行った被後見人等において、申請時点で、下記 1～3 のいずれかを満たす方が、助成対象者となります。

- 1 生活保護を受給している方
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている方
- 3 資産・収入等の状況から、第 1 号に準じると認められる方（※）

※ 「第 1 号に準じると認められる方」は、下記のいずれかに該当する方となります。

- (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 申請日の属する月の初日において、下記ア～オのすべてを満たす者
  - ア 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
  - イ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
  - ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - オ 市町村民税非課税世帯であること。
- (3) その他、本人の福祉をを図るために特別の事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。

#### 【助成額】

助成額は、家庭裁判所が審判により決定した報酬額のうち、助成上限額の範囲内の額（※）となります。但し、被後見人等が死亡した場合は、家庭裁判所が審判により決定した報酬額から、被後見人等の遺留資産を差し引き、不足する金額に限り助成します。

※ 助成上限額は、施設等に入所中または入院中の者については月額 18,000 円、その他の者については月額 28,000 円となります。

## 【申請方法】

助成要件をご確認のうえ、様式に必要事項を記載し、添付資料を添えて下記申請窓口へご提出ください。

## 【留意事項】

- 助成の対象となる方の該当状況により、提出書類が異なります。様式1（申請書）をご確認のうえ、必要書類を添付してください。
- 報酬助成の対象となる期間は、家庭裁判所が審判により決定した後見事務期間のうち12か月以内（平成27年度に限り24か月以内）となります。概ね12か月以内の期間で、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った上で、助成申請を行ってください。
- 対象となる期間の月数は、後見事務期間の初日が属する月を切上げ（算入）し、後見事務期間の終日が属する月を切捨て（不算入）としています。
- 報酬助成の申請をする場合、家庭裁判所の報酬決定を受けてから90日以内に申請してください。

## 【報酬助成申請窓口、お問い合わせ先】

札幌市社会福祉協議会 自立支援課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階

Tel011-633-2941 FAX011-613-5486

## 2 審判前の保全処分（財産保全）の申立てについて

市長申立てに際し、審判前の保全処分が必要と認められる方が対象となります。

（事業全体に関するお問い合わせ先）

### ①認知症高齢者への報酬助成

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

Tel011-211-2547 FAX011-218-5117

### ②知的・精神障がい者への報酬助成

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

Tel011-211-2936 FAX011-218-5181